

富山市  
の



景観  
まちづくり



発行  
富山市活力都市創造部景観政策課  
〒930-8510 富山市新桜町7-38  
TEL 076-443-2106  
keikan@city.toyama.lg.jp

# 景観とは 人の目と心に映るまちの姿です。

本市は、富山湾や雄大な立山連峰、緑豊かな呉羽丘陵、神通川や常願寺川をはじめとする大小さまざまな河川など、四季折々に表情を変える豊かな自然に恵まれ、その中で人々の営みの積み重ねによって育まれた田園地帯や市街地が広がっています。

景観は、このような自然の風景やまち並みに加え、その土地の歴史、風土、文化、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには水の流れる音や匂いなど、人間の五感を通して感じることができる全てが深く調和しあい、成り立っています。

この美しい景観を、市民・事業者・市が一体となって守り、育み、表情豊かで魅力的な景観を創り出す景観まちづくりを推進します。



# 景観まちづくりの目標と基本方針

## 目標 1

### 豊かな自然や歴史文化を 守り育む

雄大な立山連峰をはじめとした美しい自然や、歴史・風土・文化に培われた本市固有の景観を大切に守り、次の世代に継承すべき市民の共有財産として育む景観まちづくりを目指します。

## 目標 2

### 住み続けたい、訪れてみたい、 魅力と活力を創る

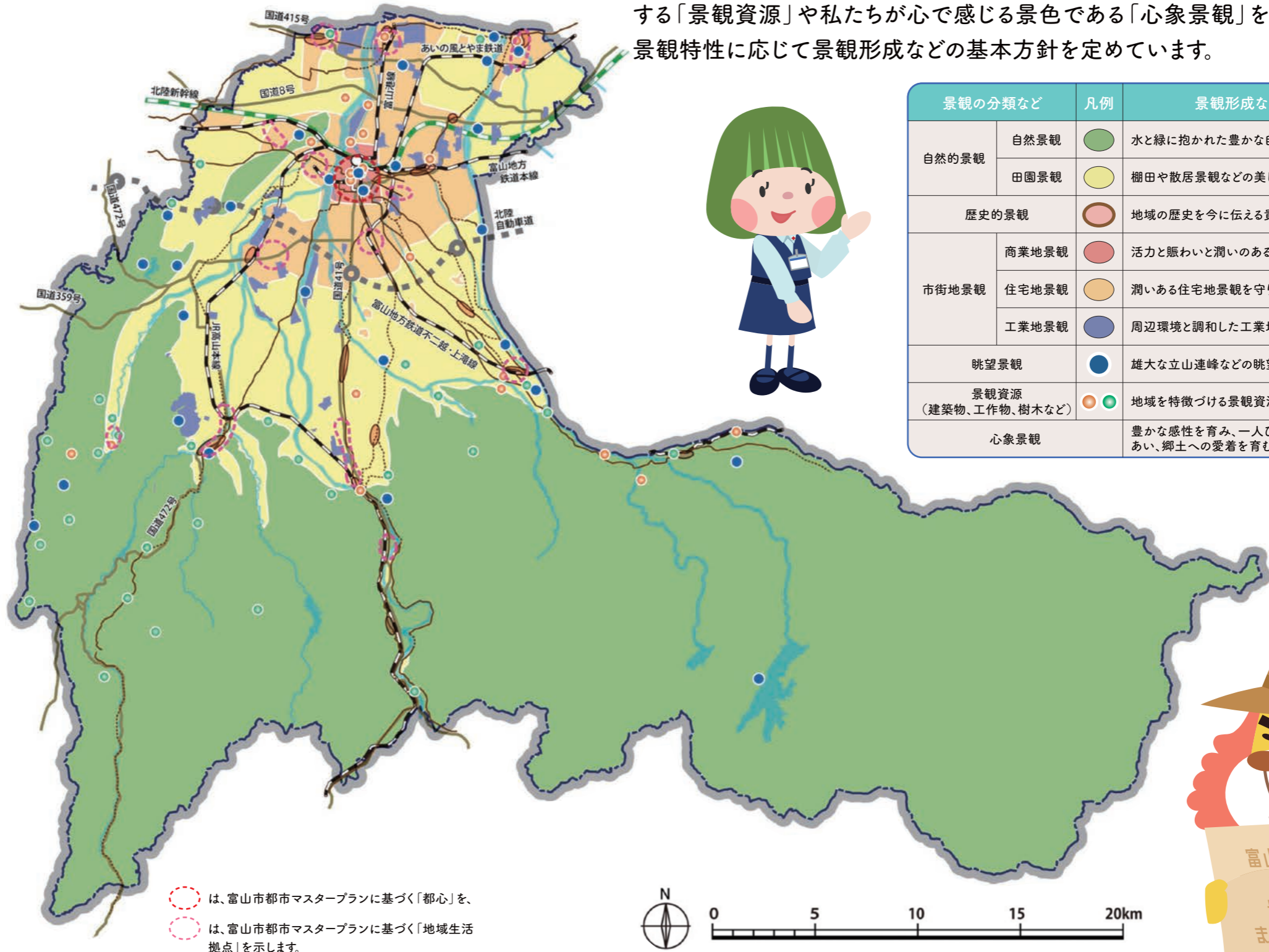
ゆとりや潤いを感じられる生活環境や県都に相応しい風格など、富山市らしい魅力と活力があふれる景観を創造し、住み続けたい、訪れてみたいと感じさせる景観まちづくりを目指します。

## 目標 3

### 様々な景観要素が重なり、 つながり、調和する

山・川・海などの自然や道路・建物などの建造物のほか、地域に住む人々の営みなどの様々な景観要素の調和により、「表情豊かで魅力的なまち並み」となる景観まちづくりを目指します。

## 本市の景観特性図



は、富山市都市マスタープランに基づく「都心」を、  
は、富山市都市マスタープランに基づく「地域生活拠点」を示します。

本市の景観を土地利用や地域性など景観を構成する要素にもとづき、「自然的景観」、「歴史的景観」、「市街地景観」、「眺望景観」に分類するとともに、景観を構成する「景観資源」や私たちが心で感じる景色である「心象景観」を加え、それぞれの景観特性に応じて景観形成などの基本方針を定めています。



| 景観の分類など                |       | 凡例  | 景観形成などの基本方針                               |
|------------------------|-------|-----|---|
| 自然的景観                  | 自然景観  | ●   | 水と緑に抱かれた豊かな自然景観を守る                        |
|                        | 田園景観  | ●   | 棚田や散居景観などの美しい田園景観を守る                      |
| 歴史的景観                  |       | ●   | 地域の歴史を今に伝える貴重な歴史的景観を守る                    |
| 市街地景観                  | 商業地景観 | ●   | 活力と賑わいと潤いのある商業地景観を守り、創造する                 |
|                        | 住宅地景観 | ●   | 潤いある住宅地景観を守り、創造する                         |
|                        | 工業地景観 | ●   | 周辺環境と調和した工業地景観を守り、創造する                    |
| 眺望景観                   |       | ●   | 雄大な立山連峰などの眺望景観を守る                         |
| 景観資源<br>(建築物、工作物、樹木など) |       | ● ● | 地域を特徴づける景観資源を守り、創造する                      |
| 心象景観                   |       |     | 豊かな感性を育み、一人ひとりの大切な景観を尊重し、<br>あい、郷土への愛着を育む |



# 景観まちづくり 活動の推進

「地域のみなさんの  
活動を応援します。」



地域の特性を活かした景観まちづくりを推進するには、市民や事業者が主体となって景観まちづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

そのため、地域の景観向上に寄与する活動や、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりなどの地域の景観まちづくり活動に対して支援を行っています。

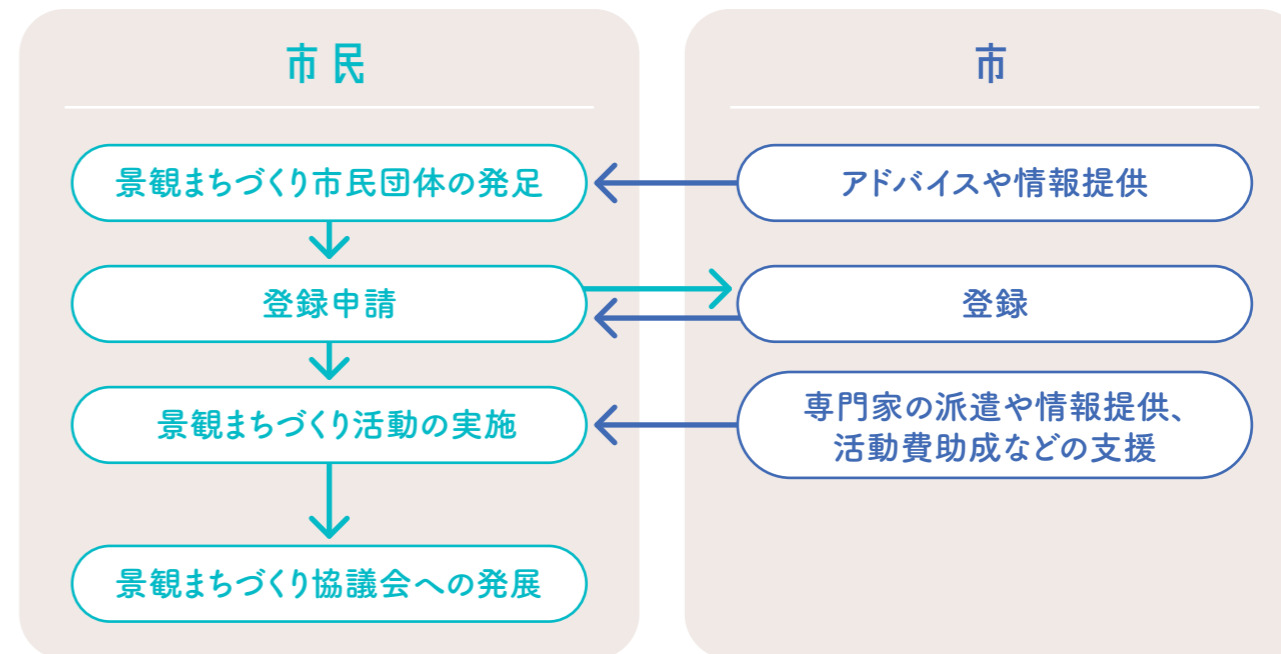


## 景観まちづくり市民団体

景観まちづくりの推進に寄与することを目的として組織された団体は、「景観まちづくり市民団体」として市に登録することができます。(2023年3月現在、7団体)

登録すると、活動費の支援や専門家のアドバイスを受けることができます。

地域を彩る緑化活動や商店街で看板のデザインを考えることも景観まちづくり活動のひとつです。気軽な活動から景観まちづくりをはじめませんか。



## 景観まちづくり市民団体の登録要件

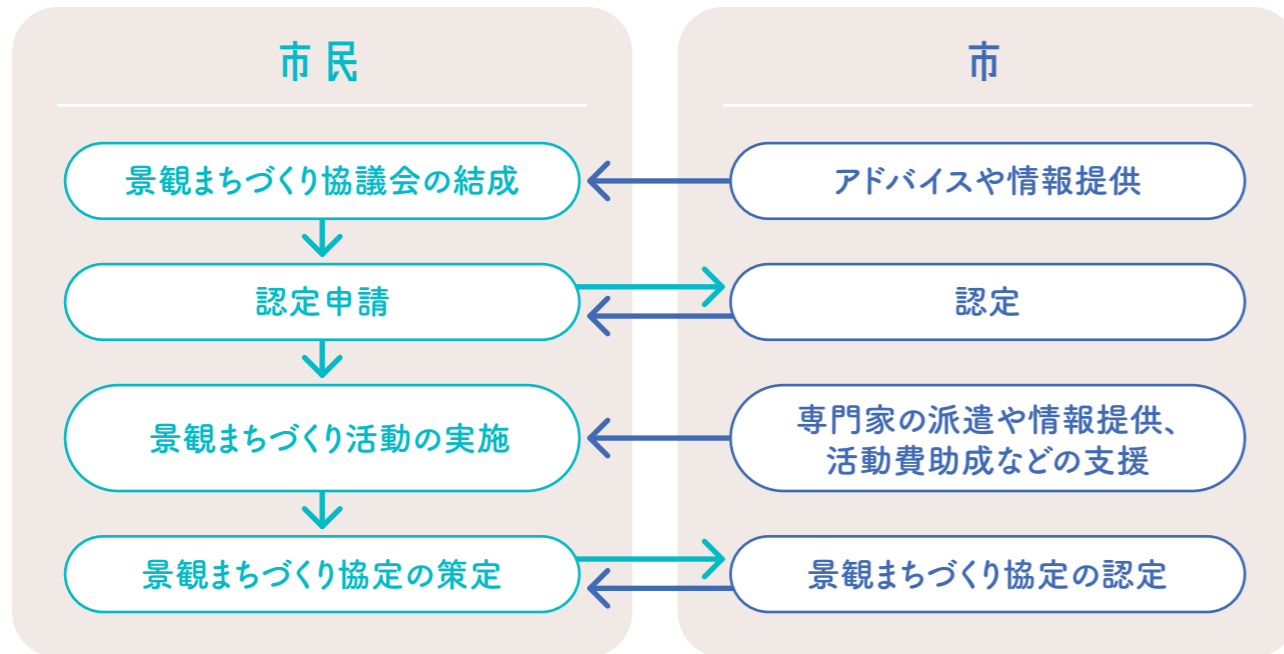
- ①以下のいずれかによって構成された団体であること
  - 市内に住所を有する者
  - 市内に事務所や事業所を有する個人や法人・団体
  - 市内にある事務所や事業所に勤務する者
  - 市内にある学校に在学する者
  - 市内に土地もしくは建物を所有する個人もしくは法人・団体
- ②自主的な運営により継続的かつ計画的に景観まちづくりに関する活動を行うこと
- ③営利活動、政治活動または宗教活動を目的とする団体でないこと

## 景観まちづくり協議会

地域の住民等が、一定の範囲以上の区域で景観まちづくり活動を行うことを目的に組織した団体を、「景観まちづくり協議会」として認定しています。(2023年3月現在、4協議会)

認定された協議会は、活動費の支援や専門家のアドバイスを受けることができます。また、地域独自の景観まちづくりのルールである「景観まちづくり協定」を定めることができます。

地域のみなさんで、景観まちづくりについて考えてみませんか。



## 景観まちづくり協議会の認定要件

- ①協議会の活動の区域の面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること
- ②協議会員が当該区域の土地、建築物または工作物の所有者又は権原に基づく占有者であること
- ③次に掲げる事項を記載した規約が定められていること
  - 協議会の名称
  - 協議会の活動の目的
  - 協議会の活動の区域
  - 協議会の活動の内容
  - 協議会員に関する事項
  - 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
  - 会議に関する事項
  - 会費及び会計に関する事項



## 景観まちづくり協定

景観まちづくり協議会は、景観まちづくりを推進するため、次の事項を定めた景観まちづくりに関する協定を締結することができます。

定められた協定は地域のルールとして、市が認定します。

- 景観まちづくり協定に定める事項
  - 景観まちづくりの協定の名称
  - 景観まちづくり協定の対象となる区域
  - 景観まちづくり協定の目標及び方針
  - 景観まちづくりのための必要な基準
  - 上記のほか、景観まちづくりを推進するために必要な事項

## 景観まちづくりアドバイザー

景観まちづくりに関する有識者を「景観まちづくりアドバイザー」として派遣し、市民や地域が主体となった景観まちづくり活動のサポートを行っています。

### 景観まちづくりアドバイザー 派遣可能な分野

(2023年3月現在)

- 景観
- 都市計画
- 建築
- 歴史建築
- デザイン
- 色彩
- サイン
- 照明
- 造園・緑化
- コミュニティデザイン

### Q & A 「市民団体」と「協議会」は何が違うの？

**A** 協議会は、地域の景観まちづくりのルールを定めることができます。

「市民団体」は景観まちづくり活動を行うすべての団体が該当します。その中でも、一定の区域で活動を行い、団体の規約を定めるなどの条件を備えた団体は「協議会」として認定を受けることができます。

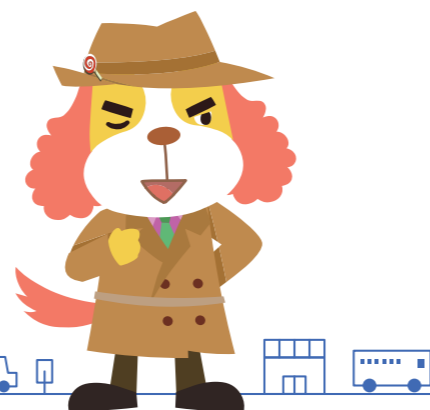
どちらも団体が行う景観まちづくり活動に対して、活動支援や専門家による技術的支援を受けることができますが、富山市景観まちづくり条例に基づく地域の景観まちづくりのルール(景観まちづくり協定)を定めることができるのは、「協議会」のみです。

まずは「市民団体」として活動を行い、専門家のアドバイスなどの支援を受けながら活動を広げ、「協議会」へ発展させることも可能です。



# 景観資源の 保全

「地域の大切な  
建物や樹木を守ります。」

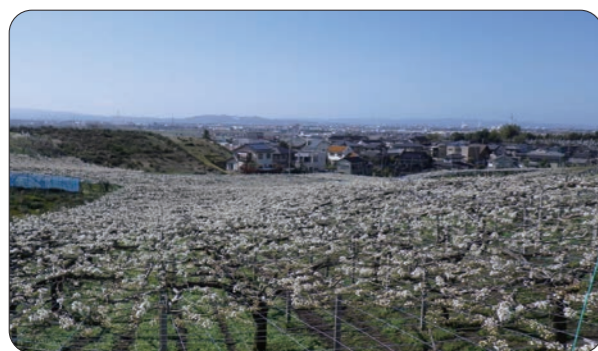


地域の良好な景観を形成している建築物や工作物、樹木、また、優れた景観を眺望できる場所（視点場）などを富山市景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくりの宝物」に指定します。

指定された宝物は、その価値を損なわないよう適切な管理が必要となるため、維持管理にかかる費用に対し助成を行います。

増改築や所有権の移転など現状を変更する場合には、市に届出が必要です。

このほかにも、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」などの景観資源を保全する制度があります。様々な制度を活用しながら、地域の宝物となる景観を一緒に守っていきましょう。



呉羽丘陵の梨畑



いたち川の灯籠流し



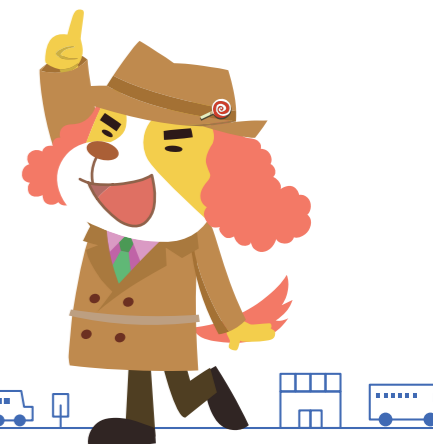
山田宿坊の棚田



曳山祭（八尾）

# 景観まちづくり 活かした 地域の 特徴を

「地域のルールを  
一緒に作りましょう。」



## 景観まちづくり推進区域

本市では、重点的に景観の形成を図る必要がある区域を「景観まちづくり推進区域」に指定しています。

**景観まちづくり推進区域**では、地域の特色を活かした魅力ある景観の形成や保全を行うため、建築物や工作物、屋外広告物などについて地域住民や事業者と協議・検討を深めながら個別のルールを定め、きめ細かな景観形成を推進します。

現在、「八尾地区」と「大手モール地区」の2地区を指定しています。



八尾地区



大手モール地区

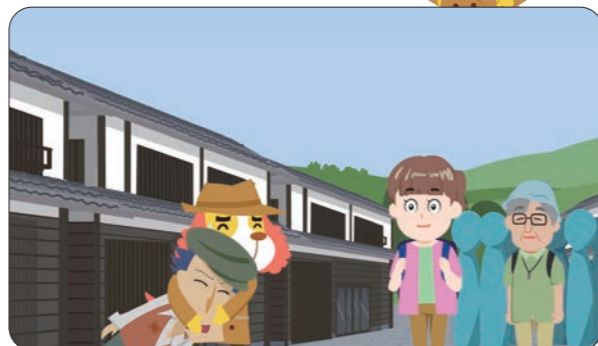


## 八尾地区景観まちづくり推進区域



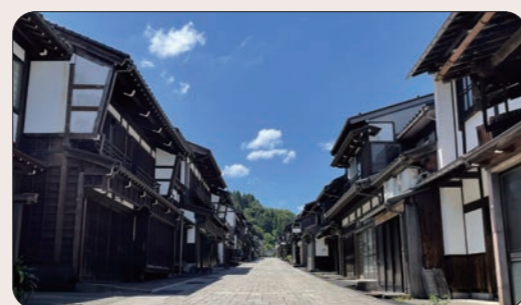
八尾地区は、江戸時代前期に聞名寺の門前町として開かれ、住民や事業者の方々の自主的な取り組みにより、深い軒の出や格子戸などの伝統的な建築様式を取り入れた美しく落ち着いた風情あるまち並みが形成されています。

そのため、次の方針を定め、まち並みの形成を行っています。



### 伝統的様式を取り入れた情緒あるまち並みの形成

飛騨の匠の流れをくむ伝統的様式を取り入れた八尾らしいまち並みの雰囲気を保全し、おわら風の盆や曳山祭の舞台に相応しい、情緒あるまち並みの形成を図ります。



### 周辺との調和、一体感などに配慮した景観の形成

周辺の落ち着いた色彩や意匠との調和、一体感などに配慮した景観形成を図ります。



### 地域の景観まちづくりのルールを定めるには他にどのようなものがあるの？

景観まちづくり推進区域制度の他にも、都市計画法に基づく「地区計画」、建築基準法に基づく「建築協定」などの制度があり、地域の特性や住民のみなさんの意向に応じて、地域に適した景観まちづくりのルールを定めることが可能です。詳しくは、景観政策課までお問合せください。

## 大手モール地区景観まちづくり推進区域



大手モール地区は、本市のシンボルである富山城を背景に洗練されたデザインの路面電車が走行する魅力ある都市空間を目指し、軌道空間から街路や沿道空間に至るまで、モノトーンを基調とした優しく落ち着いた上品なまち並みが形成されています。

そのため、次の方針を定め、まち並みの形成を行っています。



### 落ち着いた色彩に調和する景観の形成

大手モール地区では、建築物や道路、ストリートファニチャーなどがモノトーンや淡い色合いで整備され、優しく落ち着いた上品なイメージのまち並みが形成されています。

このようなイメージを壊さないよう、建築物や広告物に使用する色彩や面積などに配慮し、通りとしてのつながりやまとまりが感じられる景観形成を目指します。



### 低層部における連続的な賑わいの誘導

大手モールでは、ゆとりある歩行者空間が整備されています。歩きながら目を楽しませてもらえるようなショーウィンドウの整備などにより、歩行者が中心の賑わいある景観形成を図ります。



### 富山城の眺望への配慮

本市のシンボルである富山城の眺望は、富山らしさを感じる景観であり、また大手モールの景観に奥行きを与えています。壁面線やスカイラインを乱さず、富山城の眺望に配慮した景観形成を図ります。

## 「さまざまな取り組みで 良好な景観を目指します。」



### 届出制度の運用

景観に与える影響が大きい大規模な建築物などを、景観法に基づく届出の対象とし、色彩や意匠などの基準を定めて景観誘導を行っています。

工事着手の30日前かつ建築確認申請前までに、届出は必要です

建築物の場合、高さが12.5mを超えたり、建築面積が1,000㎡を超える場合は届出が必要です

どんな方法があるのか聞いてみよう

### 景観まちづくり 出前講座・出前教室の実施

景観まちづくりに取り組む町内会や企業などの団体や、景観について授業を行う学校などへ景観政策担当職員が出向き、景観まちづくりについて説明を行う出前講座や出前教室を開催し、ニーズに合わせた情報提供を行います。

いろいろな景観まちづくりの悩みに答えます

定期的な安全点検も必要です

### 屋外広告物の取り組み

お店の看板などの屋外広告物も、まちの賑わいや個性を創り出し、景観を構成する大切な要素の一つです。屋外広告物の表示および掲出する物件の設置に関する基準を定め、良好な景観の形成を図ります。

看板を設置する際は、許可が必要です

いろいろな景観まちづくりの事例について紹介します

### 景観まちづくりワークショップの開催

楽しみながら景観まちづくりについて、学び、関心を高め、日々の暮らしの中での景観まちづくりの実践につなげることを目的に、地域の景観資源の活用策や、景観に関する課題の解決策を考えるワークショップを継続的に開催します。

公共事業も景観に配慮する必要が大切です

### 公共施設による景観形成

市が整備する道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設も、景観を構成する要素のひとつです。市民が愛着と誇りを持てる公共施設となり、良好な景観形成につながるよう、景観に配慮した公共事業を行っていきます。

僕も参加してみようかな

道路も学校もまちを彩る大切な要素です